

生駒市規則第 1 3 号

生駒市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 5 月 2 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市政治倫理条例施行規則（平成 2 1 年 3 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「当座預金」の次に「及び当座貯金」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 預金（当座預金を除く。）の額及び貯金（当座貯金を除く。）の額を合計した額が 1 0 0 万円未満となる場合における預金及び貯金

様式第 1 号中

「(4) 預金・貯金

ア 預金

預金の総額	円
-------	---

備考

- 1 該当する口座の残高を証する書類を添付する。
- 2 当座預金及び 1 口座当たり 1 0 0 万円未満の預金を除く。

イ 貯金

貯金の総額	円
-------	---

備考

- 1 該当する口座の残高を証する書類を添付する。
- 2 1 口座当たり 1 0 0 万円未満の貯金を除く。 」を

「(4) 預金・貯金

預金及び貯金の総額	円
-----------	---

備考

- 1 預金及び貯金の残高を証する書類を添付する。
- 2 次に掲げる預金及び貯金を除く。
 - (1) 当座預金及び当座貯金
 - (2) 預金（当座預金を除く。）の額及び貯金（当座貯金を除く。）の額を合計した額が100万円未満となる場合における預金及び貯金

「

固定資産税

」を「

固定資産税・都市 計画税

」に、

「備考

- 1 税等の納付状況を証する書類（納税証明書等）を添付する。
- 2 上記以外の税等がある場合は、空白欄に記入する。 」を

「備考

- 1 税等の納付状況を証する書類（納税証明書等）を添付する。
- 2 市町村民税については、都道府県民税を含んだ額を記入する。
- 3 上記以外の税等がある場合は、空白欄に記入する。 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。